

## エネルギー基本計画の見直しに対する意見書（案）

政府は、今年7月に新エネルギー基本計画を策定するために経済産業相の諮問機関「総合エネルギー調査会」の基本問題委員会で論点整理を行っています。昨年12月の論点整理では、原子力発電の依存度をできる限り低減することを示しました。そのために必要となる「省エネルギー・節電対策の抜本的強化」、「再生可能エネルギーの開発・利用の最大限の加速化」および「化石燃料のクリーン利用」の具体的なシナリオについて集中的な検討を行うとしています。

また、核燃料サイクルについては、度重なるトラブルやコスト拡大、決まらない高レベル放射性物質の最終処分地の実態を直視して「放棄すべき」という意見とウラン資源の有効活用、世界の技術への貢献の観点から「推進すべき」の両論を併記するなど、脱原子力依存の方向性が定まっていません。

未曾有の福島原発事故から1年近くが経とうとしている中で、未だ放射性物質の汚染により故郷に帰ることができない福島県民や、土壌汚染の除染問題、内部被曝問題など、原子力発電から自然エネルギーへの転換と核燃料サイクルからの撤退を求める声は広がり続けています。新エネルギー基本計画が再生可能エネルギーを飛躍的に促進させる内容になるよう要望します。

### 記

1. 「電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法」による全量固定価格買取制度を早期に実施すること。買取価格は、上限を設けず、エネルギーの種類毎の発電コストの差異を反映させるとともに、適正な利潤を保障し、大幅な普及にかなう制度とすること。電力会社による接続拒否は認めず、自然エネルギーの優先接続を義務づけ、太陽光は全量買取りとすること。あわせて、自然エネルギー導入にむけた研究開発、補助金、ファンド、投融資など地域資源にあわせた支援策を設けること。また、自然エネルギーの推進にむけては、自然環境、動植物、健康等に悪影響を及ぼさないよう、自然エネルギー源や設置・運転などに関する接続可能性の規準を設けること。

自然エネルギーの推進は、地域の産業、農林水産業との相乗効果を図るとともに、雇用、人材育成にも貢献をするよう取り組むこと。

2. 次期エネルギー基本計画においては、原発の全廃を明確にし、自然エ

エネルギーを飛躍させ、分散型のエネルギー社会を構築することを基本とすること。自然エネルギーの導入目標として2020年に20%、2050年に100%という野心的な目標を盛り込むこと。エネルギー政策、温暖化防止対策など環境政策、地域産業政策、雇用政策を統合したグリーンエコノミー戦略をうちだすこと。

3. 「温暖効果ガスを90年比25%削減」を目標とした「地球温暖化対策基本法」を早期に成立させ、環境税、排出量取引制度の導入を急ぎ、脱化石燃料、省エネの推進、自然エネルギー導入拡大と並行して進めること。
4. 電力を供給側・需要側の双方向から調節・適正化するスマートグリッド（送電網）を普及させ、自然エネルギーなど地域分散型の小規模電源の普及、電力の効率的な管理・分配を進めること。
5. 電力9社による発電と送電網の運営を独占した閉鎖的な体制を抜本的に見直し、発送電の事業者の分離、送電網は公共財として公正な接続ルールを設定することなどによって、多様な発電事業者の参入を促し、地域の自然エネルギー導入が拡大するよう制度を構築すること。
6. 脱原発にむけて、総価原価方式の廃止、電気料金値上げの規制強化、原発関係予算の大幅な削減、原発の全廃プロセスの構築、核廃棄物・放射能物質の処理・管理を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月19日

嘉麻市議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
内閣官房長官 殿  
文部科学大臣 殿